

京都市交通局管理規程 10-1（京都市交通局厚生会規程）の一部を
次のように改正する。

平成16年11月26日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第6条第2項中「京都市水道局及び下水道局職員等厚生会」を「京都市上
下水道局職員等厚生会」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）